

別記第3号様式（第5条関係）

広 告 物 措 置 命 令 書

熊本県達第 号

住所

氏名

熊本県少年保護育成条例第11条第3項の規定により次のとおり措置を命じます。

年 月 日

熊本県知事 印

- 1 広告物の所在地
- 2 広告物の種類及び名称
- 3 措置命令の内容
- 4 理由
- 5 措置期限 年 月 日

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して異議申立てができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第7号様式の2（第6条の3関係）

図書等の自動販売機措置命令書

熊本県達第 号

住所

氏名

熊本県少年保護育成条例第12条の3第 項の規定により次のとおり措置を命じます。

年 月 日

熊本県知事 印

- 1 届出番号
- 2 自動販売機の設置場所
- 3 有害図書等又は有害がん具類等の種類及び書名、作品名、商品名等
- 4 措置命令の内容
- 5 理由
- 6 措置期限 年 月 日

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して異議申立てができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第7号様式の3中「(第6条の2関係)」を「(第6条の3関係)」に改める。
別記第8号様式を次のとおり改める。

別記第8号様式（第7条関係）

衛 生 用 品 措 置 命 令 書

熊本県達第 号

住所

氏名

熊本県少年保護育成条例第12条の4第2項の規定により次のとおり措置を命じます。

年 月 日

熊本県知事 印

1 自動販売機の所在地

2 衛生用品の種類

3 措置命令の内容

4 理由

5 措置期限 年 月 日

教 示

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して異議申立てができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第2号

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(熊本県老人福祉法施行細則の一部改正)

第1条 熊本県老人福祉法施行細則(昭和49年熊本県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

(熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成5年熊本県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第3号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

別表第3第4号中「指定痴呆対応型共同生活介護」を「指定認知症対応型共同生活介護」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第49号

あらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨八代市長から届出があった。

平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する町
八代市水島町字水島2283地先並びに2284の1、2285、2298の1、2298の2、2300の1、2301、2302の1、2303の1、2303の3に隣接介在する水路地先並びに2280に隣接する無番地地先並びに2282の6、2282の7に隣接する水路に隣接する無番地地先並びに2303の3に隣接する道路に隣接する水路に隣接する無番地地先 15,139.07平方メートル	八代市水島町字水島

熊本県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年1月20日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字一ノ瀬 2084番2地先から 同字 1977番1地先まで	前	7.4 ～ 16.8	783.0	交安主要1種
			後	11.0 ～ 19.0	783.0	

2 区域変更する期日 平成18年1月20日

熊本県告示第 51 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 1 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 1 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	旭志鹿本線	菊池市旭志弁利	前	4.8	654.0	単道改
		584 番 1 地先から		～ 49.2		
		同所	後	4.8	654.0	
		1023 番 2 地先まで		10.2	485.0	
				～ 52.8		

2 区域変更する期日 平成 18 年 1 月 20 日

熊本県告示第 52 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 1 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 1 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	長原川野線	上益城郡山都町田吉字天神迫 43 番 1 地先から 同字 150 番 1 地先まで	75.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 18 年 1 月 20 日

熊本県告示第 53 号

平成 17 年商品流通調査を行うので、熊本県統計調査条例（昭和 30 年熊本県条例第 19 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 18 年 1 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 調査目的

商品流通調査は、熊本県内の商品流通状況を把握し、平成 17 年熊本県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象期間

平成 17 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までの 1 年間

3 調査対象と選定方法

(1) 調査対象

日本標準産業分類の製造業に属する事業所の中から約 1,500 事業所を選定し、調査対象とする。

(2) 選定方法

工業統計調査準備調査名簿から常時雇用従業者数が 10 人以上の事業所について工業統計調査中分類別の名簿を作成し、経済産業省が行う「平成 17 年商品流通調査」の対象と重複しないように事業所を選定する。ただし、全対象数が 1,500 事業所に満たない場合は、工業統計調査準備調査名簿から常時雇用従業者数が 4 人～9 人の事業所のうち任意の事業所を抽出し、追加補正を行う。

- 4 調査事項
平成17年商品流通調査の調査票を用いて次の事項を調査する。
- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 製造品の受払
 - (3) 消費地域別出荷内訳
- 5 調査方法
事業所代表者の自計申告とし、郵送調査で行う。
- 6 調査の実施時期
平成18年2月～5月
- 7 集計
集計は、経済産業省で行う。
- 8 調査票等の保存期間
調査票等の保存期間は調査実施後1年間とする。

熊本県告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
学研ふれあいステーションココファン熊本 熊本市九品寺五丁目15番15号	株式会社学研ココファン	平成18年1月11日

熊本県告示第55号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
学研ふれあいステーションココファン熊本 熊本市九品寺五丁目15番15号	株式会社学研ココファン	平成18年1月11日

熊本県告示第56号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定により土地配分計画を次のとおり作成した。
平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

地区名	所 在	相手方の区分	用 途	口 数	予定売渡面積 (平方メートル)
下浦	本渡市下浦町字菅ノ尾5154番 113	増 反	農 地	1	61
	計			1	61

熊本県告示第58号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。
平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成18年1月11日	菊池市	2戸2頭	乳用牛

熊本県告示第59号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名郡菊水町大字蜻浦字田ノ頭 1435、1437 の 1 から 1437 の 3 まで、字戸ノ上 1463 の 1、1463 の 5 から 1463 の 7 まで
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに菊水町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第 60 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 18 年 1 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名郡玉東町大字上木葉字奥野 1220、大字浦田字造り道 263
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに玉東町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告**熊本県公告第 38 号**

平成 17 年 9 月 13 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から申請のあった鯨油地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 1 月 11 日付けで認可した。

平成 18 年 1 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 39 号

平成 17 年 9 月 13 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から申請のあった晩次郎地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 1 月 11 日付けで認可した。

平成 18 年 1 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 40 号

平成 17 年 9 月 13 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から申請のあった塘添地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 1 月 11 日付けで認可した。

平成 18 年 1 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 41 号

平成 17 年 9 月 13 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から申請のあった平町地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 1 月 11 日付けで認可した。

平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第42号

平成17年9月13日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から申請のあった梅林地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年1月11日付けで認可した。

平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第43号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	蘇陽西部	平成12年11月21日	平成17年3月9日	熊本県

熊本県公告第44号

阿蘇郡南阿蘇村白水村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	桐 原 夏 雄	阿蘇郡南阿蘇村大字両併 1990 番地
"	田 上 末 春	阿蘇郡南阿蘇村大字白川 637 番地
"	藤 川 尊	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田 455 番地
"	松 岡 隆 敏	阿蘇郡南阿蘇村大字一関 2270 番地
"	高 宮 由 雄	阿蘇郡南阿蘇村大字中松 4188 番地 1
"	渡 邊 静 雄	阿蘇郡南阿蘇村大字中松 2383 番地 1
監事	田 尻 敬 夫	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田 864 番地 3
"	大 津 洋 二	阿蘇郡南阿蘇村大字一関 102 番地 1
就任		
理事	高 木 政 夫	阿蘇郡南阿蘇村大字中松 1602 番地 2
"	渡 邊 常 則	阿蘇郡南阿蘇村大字中松 426 番地
"	長 尾 睦 雄	阿蘇郡南阿蘇村大字一関 647 番地
"	岩 下 認	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田 1102 番地
"	後 藤 秀 和	阿蘇郡南阿蘇村大字白川 2428 番地
"	桐 原 夏 雄	阿蘇郡南阿蘇村大字両併 1990 番地
監事	郷 利 治	阿蘇郡南阿蘇村大字一関 2273 番地
"	松 崎 徹 也	阿蘇郡南阿蘇村大字白川 444 番地

熊本県公告第45号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1405号	混合有機質肥料	牛深魚粕粉末	窒素全量 ：6.0% りん酸全量 ：6.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	尾上俊二 熊本県牛深市牛深町188番地2	平成18年1月12日

熊本県公告第46号

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成18年1月23日（月）
午前10時30分から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ
- 3 議題
(1) 県民会議の設立について
(2) 県民会議の活動について
(3) 当面の課題について（子どもの見守り体制の充実について）
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部交通安全・青少年課
(電話 096-333-2293)

熊本県公告第47号

平成17年8月8日付けで菊水町長前淵治から協議のあった日平地区土地改良事業（区画整理）の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年1月12日付けで同意した。

平成18年1月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼**熊本県教育委員会公告第1号**

熊本県立教育センター協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年1月20日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成18年2月13日（月）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
山鹿市小原
熊本県立教育センター 第1研修室
- 3 議題
(1) 県立教育センターの事業内容について、今後期待するもの
(2) 教職員の資質向上に関して教育センターの果たす役割について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
山鹿市小原
熊本県立教育センター協議会事務局（熊本県立教育センター総務課）
(電話 0968-44-6611 内線 214)

熊本県男女共同参画審議会公告第13号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年1月20日

熊本県男女共同参画審議会

会長 高木 絹子

- 1 開催日時
平成18年2月1日（水）
午前10時00分から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」
- 3 議事
改定熊本県男女共同参画計画（素案）について
その他
「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を受けた上で、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県環境生活部男女共同参画・パートナーシップ推進課）
（電話 096-333-2287）

正 誤

平成16年11月17日熊本県告示第1117号（道路の区域変更）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	9行目	1560番3地先から	1560番2地先から
5	13行目	1560番2地先まで	1560番3地先まで